**令和6年度第２回　公正採用・雇用促進会議　中学校・高等学校・他府県関係専門委員会　会議録**

１　日時　令和７年３月11日（火）13:30～15:30

２　場所　大阪府庁　分館A棟3階　共用会議室（A3－9）

３　概要

（１）開会の挨拶（府教育庁教育振興室高等学校課　北村参事）

（２）委員自己紹介

（３）議事

①前回会議（令和6年７月17日開催について）

　事務局（高等学校課　今谷主任指導主事）より、資料８～10ページまでの概要を報告

②報告【中学校】

　事務局（小中学校課　奥田主任指導主事）より、資料13ページの概要を報告

③報告【高等学校】

　事務局（高等学校課　今谷主任指導主事）より、資料15～35ページまでの概要を報告

④委員からの意見等

【委員】

　　26ページ及び27ページの右上部に記載がある公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という。）の選任状況が「×」の記載となっているが、その下の推進員の新任・基礎研修受講状況が「〇」となっている理由を教えてほしい。また、33ページの同じ欄では「−」となっているが、この意味を教えてほしい。

【委員】

　　26ページ及び27ページの会議資料では、推進員の選任状況が「×」と記載されているが、すでに選任していただいており、表記については誤植と思われる。また、33ページの事業所については府外の事業所であり、C-STEPの加入状況や大阪府の新任・基礎研修の受講状況については把握することができないが、推進員については設置していただいていることを確認している。

【委員】

推進員の選任は、必須なのか。大阪府は従業員の人数が25人以上の事業所が選任の対象であると認識している。31ページの事業所は、従業員数が11人となっている。この事業所については、推進員は選任しなくてもよく、努力義務なのではないか。もし、そうであれば、「×」という表記ではなく、「−」になるのではないか。また、その場合、職安からの指導内容も変わってくると思われる。推進員について、従業員が25人未満の事業所については、「選任を勧奨する」という指導になり、25人を超えている事業所で選任ができていない事業所については、「選任をしなさい」という指導になる。推進員の選任状況を踏まえた指導をおこなうよう、整理してほしい。

【事務局】

推進員の設置要綱では、従業員の数が25人以上の事業所に対しては、推進員の選任をお願いしているところである。併せて、公益性の高い事業所については、25人未満であっても、推進員の設置をお願いしているところである。31ページについては、理美容関係の事業所であり、従業員の数が25人未満ということで、推進員を必ずしも設置していただく必要はないが、公正な採用選考を実施していただくうえで、推進員の選任状況に関わらず、公正な採用選考に努めていただくように指導していかなればならないと考える。

【座長】

　　　従業員数が25人未満であれば努力義務という理解でよいのか。

【事務局】

選任いただくことについては、拒むものではない。必ず設置しなければならない、ということではない。

【座長】

資料中の表記については、検討が必要かもしれない。

【委員】

　　26ページ及び27ページの事象について、受験した６名のうち、３名から報告があったとのことだが、他の3名の受験者について、教育庁では把握が難しいとのことであった。そのため、職安から事業所に事実確認を実施する際、他の3名の受験者の学校名を確認し、教育庁と連携する必要があると考えるが如何か。

【委員】

　教育庁からは、2校３名について違反事象があったと情報提供をいただいており、職安からの指導に活かした。委員が仰るとおり、今後、同様の事案が生起した際には、協議したうえで、全体の情報を得てから、指導に活かしたいと考えている。

【委員】

　　30ページの事象における違反質問で、生徒の欠席理由についての質問がおこなわれている。この事象以外にも同様の質問がおこなわれていることから、応募書類に出席状況の欄が必要なのか疑問に思う。欠席の理由には、人間関係等、様々な理由があると思う。出席状況の欄がいるかどうかはこれまでの経過も含め、調べる必要があるのではないか。また、近畿統一応募用紙については、保護者欄も一人親家庭や児童養護施設に入所する生徒への配慮から削除になった経緯がある。出席状況の欄があることにより、違反質問につながるのではないか。問題意識があることを伝えたい。

また、推進員の選任状況について、表記に「×」、「−」ついては、検討いただくとして、NO.3、

NO.4を同じ事業所とカウントした場合、10事業所中、7事業所が推進員を選任されている。状況を

分析して、選任されている場合は、研修を受けていない場合は、受講していただくなど、事象によっ

て状況は異なる。過去5年、10年をみると選任している事業所が多いと考える。今後に役立ててほ

しい。

⑤報告【労働環境課】

事務局（労働環境課　山吹総括主事）より、資料39～43ページまでの概要を報告

⑥令和6年度　第1回　公正採用・雇用推進会議　職業能力開発専門委員会

事務局（人材育成課　池口総括主事）より、資料45～52ページまでの概要を報告

（４）情報共有

事務局（高等学校課　今谷主任指導主事）より、資料56～66ページまでの概要を報告

【委員】

　　63ページの履歴書は性別欄が削除されているが、64ページの調査書と65ページの職業相談票は性別欄が記載されている。その理由は。

【事務局】

　　　履歴書については、生徒が作成する書類であり、調査書については学校が作成する書類である。また、調査書は、指導要録に基づいて記載することとしており、指導要録に、性別を明記する欄があるため、調査書にも記載している。

　【事務局】

　　　中学校職業能力【乙】については、すでに性別欄が削除されている。